

西東京市立田無第四中学校及び西東京市立柳沢中学校の
生徒数の変動への対応に関する地域協議会
検 討 結 果 報 告 書

平成 31 年 1 月

西東京市立田無第四中学校及び西東京市立柳沢中学校の
生徒数の変動への対応に関する地域協議会

目次

はじめに.....	2
1 西東京市における適正規模・適正配置に係るこれまでの検討経過.....	3
2 基本的な考え方.....	4
(1) 適正規模・適正配置についての市の考え方.....	4
(2) 検討のフロー.....	4
3 本協議会における検討（田無第四中学校）.....	5
(1) 現状と課題.....	5
(2) 田無第四中学校の学級数の推移（2030年までの予測）.....	5
(3) 学校選択制度について.....	6
① 学校選択制度の受入制限をした場合の学級数の推移.....	6
② 田無第四中学校の必要教室数の推移（(2)、(3)の比較）.....	7
(4) 検討における視点.....	7
(5) 検討に向けた関係校のPTAの方々からの事前聞き取りの内容.....	8
(6) 具体的な方策の検討.....	9
① 特別活動多目的ホールの一時転用.....	9
② 増築について.....	9
(7) 本協議会での意見.....	9
(8) 考え方の整理.....	10
4 本協議会における検討（柳沢中学校）.....	11
(1) 現状と課題.....	11
(2) 柳沢中学校の学級数の推移（2030年までの予測）.....	11
(3) 検討における視点.....	11
(4) 検討に向けた関係校のPTAの方々からの事前聞き取りの内容.....	12
(5) 具体的な方策の検討.....	13
① より魅力ある学校づくり.....	13
② より開かれた学校づくり.....	13
③ 学校選択制度の他校の受入制限.....	14
(6) 本協議会での意見.....	14
(7) 考え方の整理.....	14
5 通学区域の見直しについて.....	14
(1) 通学区域の見直しに関する考察.....	14
(2) 本協議会での意見.....	15
(3) 考え方の整理.....	15
6 検討結果（まとめ）.....	16
資 料.....	18

はじめに

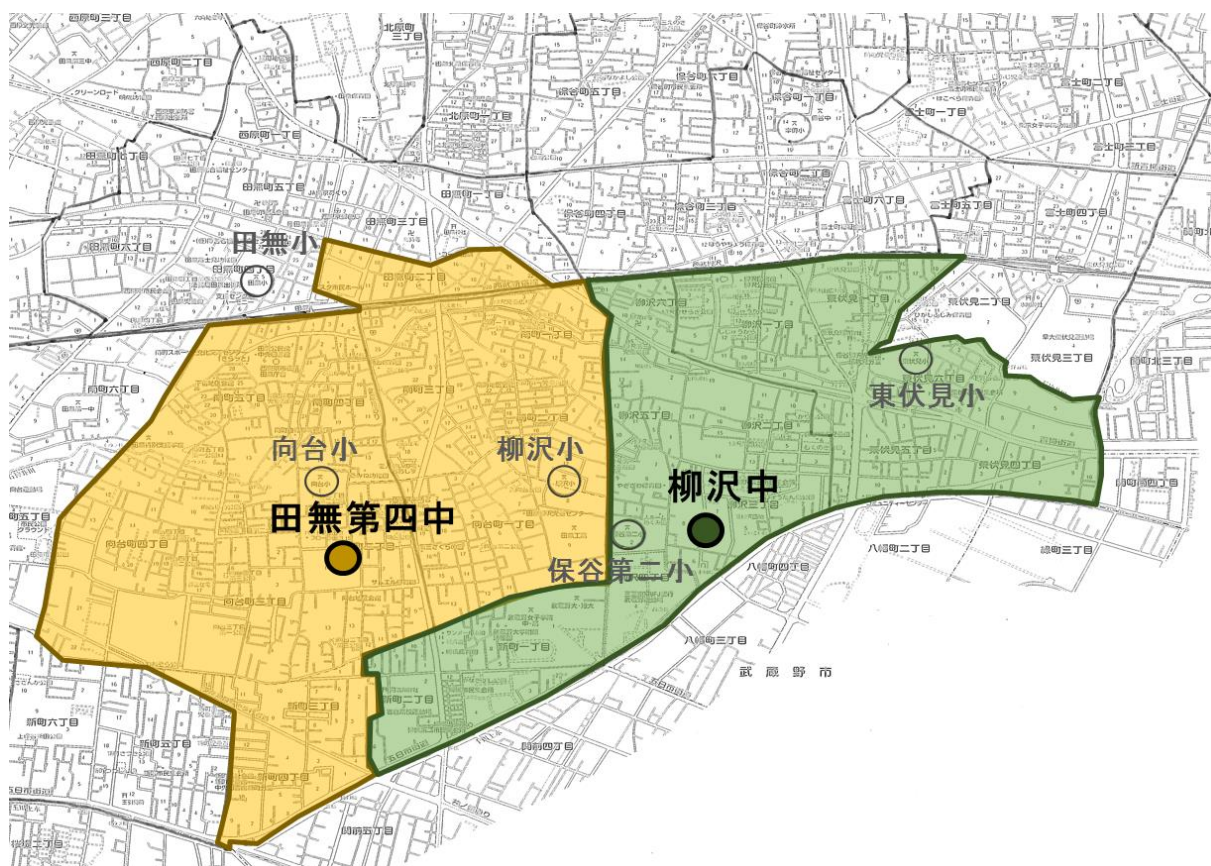
西東京市の南部に位置する田無第四中学校及び柳沢中学校では、生徒数の変動により課題が生じている状況である。田無第四中学校については、今後生徒数の増加が見込まれており、教室数の不足が懸念されるなど、学校施設面で課題が生じることが予想されている。一方、柳沢中学校については田無第四中学校に隣接しているものの、市内の市立中学校の中でも生徒数が少ない中学校であり、今後も減少が見込まれていることから、生徒数の偏在が著しい地域となっている。

このような状況を踏まえ、平成30年5月から7月にかけて、市は対象となる田無第四中学校及び柳沢中学校に加え、当該中学校へ進学している小学校である田無小学校、保谷第二小学校、東伏見小学校、向台小学校及び柳沢小学校のPTAの方々との意見交換を行った上で、6月に本協議会を設置した。

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、教室数の不足を含む今後の対応は、複数の視点で様々な課題を整理しながら、子ども、保護者、地域への影響を十分考慮した上で様々な視点での検討が必要となる。

本協議会では両校の教育環境の維持や地域とのつながりを考慮した上で、ソフト面、ハード面での対応について今後の方向性の検討を行った。

【通学区域図】



1 西東京市における適正規模・適正配置に係るこれまでの検討経過

(1) 平成18年度 学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会

平成19年から向こう10年間における児童・生徒数の推移、将来の推計に基づき、適正規模・適正配置の基本的な考え方をとりまとめた。

(2) 平成19年度 学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

学識経験者、学校関係者、公募市民等による検討懇談会を設置し、「学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会報告書」を基に、将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置についての検討が行われ、その基本的な考え方とその実現に向けた具体的な方策づくりについての提言を受けた。

(3) 平成20年度 学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針

児童・生徒数の減少により小規模化する学校がある一方で、既存施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面する学校もあることから、「学校施設適正規模・適正配置検討懇談会提言書」を基に、今後10年間程度の期間における教育委員会としての基本的な方針を定めた。

〔地域協議会での検討の経過〕

年度	内容
平成21年度	通学区域見直し等に関する向台・新町地域協議会 ・当該区域における指定校変更特例措置の解消 ・新町三・四丁目を向台小学校・田無第四中学校、新町五・六丁目を上向台小学校・田無第一中学校に変更
平成22年度	通学区域見直し等に関する谷戸町・泉町・住吉町・ひばりが丘地域協議会 ・指定校変更特例措置の廃止 ・谷戸町二丁目1番（20・21・75・77・78）をひばりが丘中学校に変更
平成23年度	通学区域見直し等に関する保谷町・富士町・中町・東町地域協議会 ・東町五丁目、東町六丁目6～9番を東小学校へ、富士町一丁目5番、7番（76～82）、12～14番を本町小学校へ変更
平成24年度	通学区域見直し等に関する田無町・西原町・緑町・芝久保町地域協議会 ・通学区域の見直しは行わず、田無小学校の校舎の増築により対応
平成29年度	ひばりが丘中学校及び田無第二中学校通学区域見直しに関する地域協議会 ひばりが丘中学校の移転に伴い、以下の通学区域を変更 ・保谷町五丁目（1～4番・7番・10～18番）・六丁目（21～25番）、泉町一・二丁目・三丁目（1～8番・15～17番）・四丁目、住吉町一・二・三・四・六丁目を田無第二中学校に変更 ・緑町一丁目（1番）・二丁目（3～21番）・三丁目、谷戸町一丁目（21～27番）・二・三丁目、北原町三丁目をひばりが丘中学校に変更

2 基本的な考え方

(1) 適正規模・適正配置についての市の考え方

本協議会では田無第四中学校と柳沢中学校の両校が適切な規模で安定した学校教育が行われ、生徒が充実した学校生活を送ることができることを目指し、関係する小・中学校7校の学校長及び保護者・地域住民により以下の考え方等を基に検討を行った。

■公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省）

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っている。学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれる。

■西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針（抜粋）

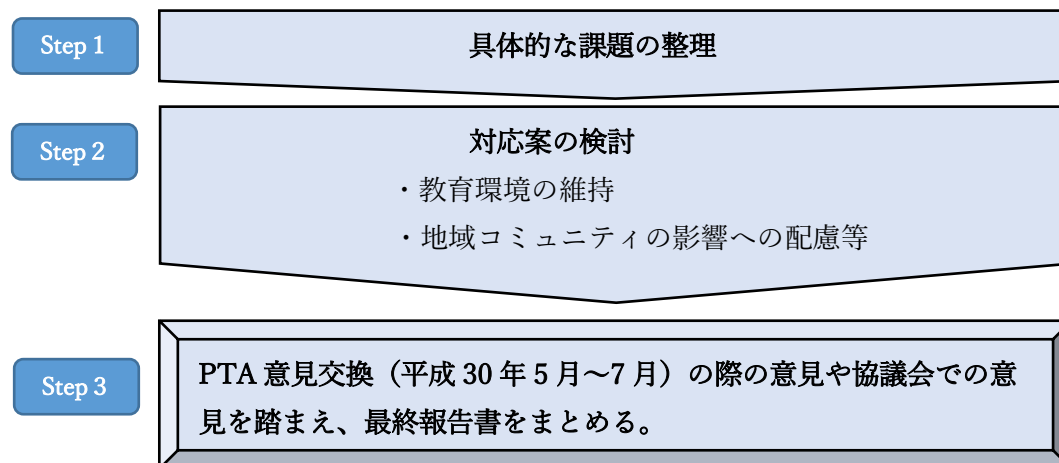
〔大規模化校への対応〕

児童数が施設規模を上回り増加する学校については、隣接する学校との通学区域の変更等により隣接校に誘導することも考えられるが、周辺地域の状況や地域コミュニティへの配慮なども勘案して対応する必要がある。また、通学区域の変更を、児童・生徒数の増減に応じて頻繁に実施することは、地域との関係からも適切とはいえず、長期的な視点に立ち検討を進める必要がある。

〔教育環境の整備としての学校規模の確保〕

子どもたちが学校における集団活動を通じて、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためにはクラス替えが可能となる1学年2学級以上が望ましい。

(2) 検討のフロー



3 本協議会における検討（田無第四中学校）

(1) 現状と課題

本市では少子化等の影響により児童・生徒数が減少している地域があるものの、田無第四中学校の通学区域については、大規模な敷地を有する工場の移転後跡地等への大型マンションの建設や宅地開発等により、児童・生徒数の急激な増加が見られ、その結果、一時的に教室数が不足する可能性がある。また、田無第四中学校を進学先とする小学校の児童数の増減に伴い、田無第四中学校の生徒数は2024年をピークにその後減少していくことが予測される。

学級数については、これまで概ね1学年5学級編制であったが、一時減少の後、2021年から増加に転じ、教室数の不足が生じると試算している。

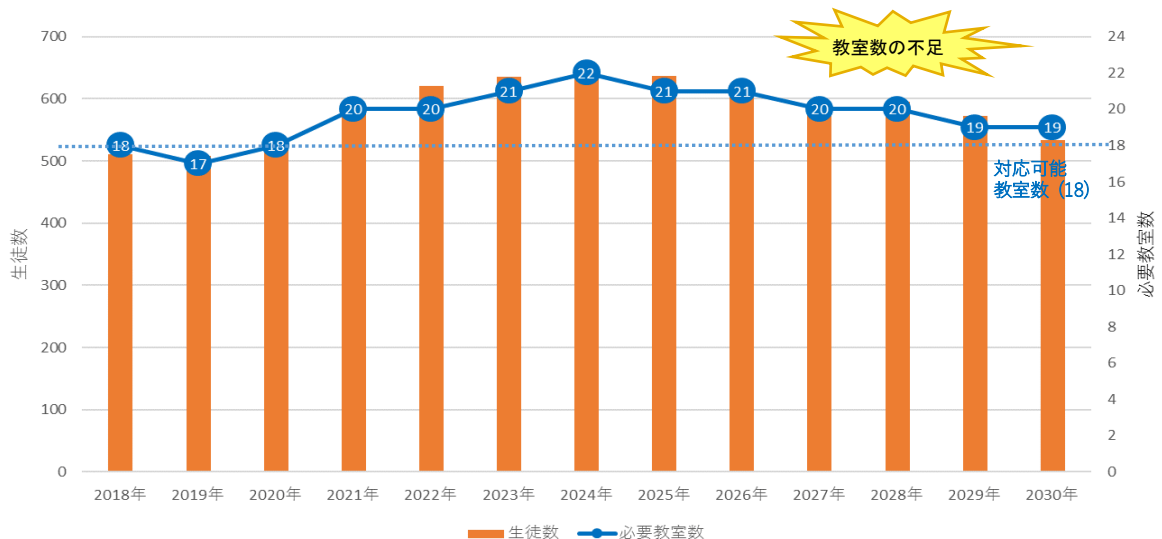
今後も現在の教育環境を維持するためには、少人数指導用の教室の視点も含め、2021年までに学校規模を確保するための対策を講じる必要がある。

【現在の教室の整備状況】

- ・使用できる教室は現在、**普通教室 15 教室＋少人数指導用の教室（特別活動学習室） 3 教室＝18 教室**である。（現在上限に達している）
- ・現在、全学年で少人数指導を行っているため、**普通教室数＋3 教室の確保が必要**となる。

(2) 田無第四中学校の学級数の推移（2030年までの予測）

学年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
1	5	5	6	7	6	6	7	6	6	6	7	5	5
2	5	4	5	5	6	6	6	6	6	5	5	6	5
3	5	5	4	5	5	6	6	6	6	6	5	5	6
計	15	14	15	17	17	18	19	18	18	17	17	16	16
必要教室数	18	17	18	20	20	21	22	21	21	20	20	19	19



(3) 学校選択制度について

本市では新1年生を対象とし、保護者が入学を希望する学校を事前に申し立てることができる学校選択制度を導入している。本制度は、市内全ての小学校又は中学校から進学する学校を選択することができるものであり、その受入枠については学校の施設状況や学級数を勘案し設定することとしている。

教育環境を維持するためには、学区人口の増加に加え、本制度を利用し学区内から他校を選択する者及び他の学区から当該中学校を選択する者の動きを含めた対策の検証が必要となる。

① 学校選択制度の受入制限をした場合の学級数の推移

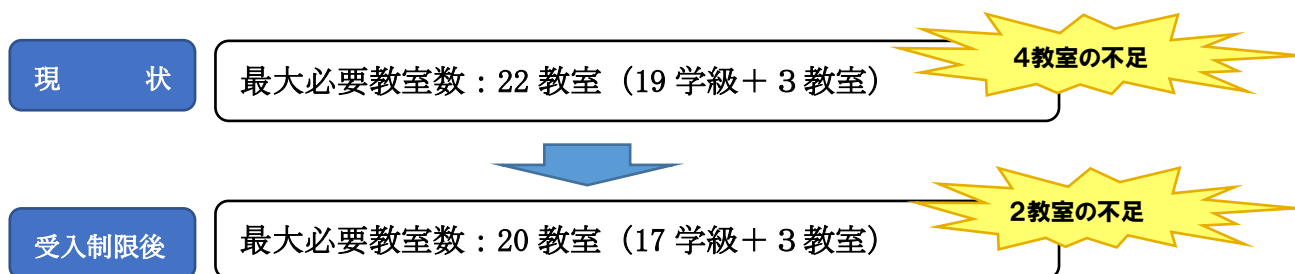
田無第四中学校の生徒数の増加への対応を行うにあたり、学校選択制度の受入制限(受入枠0とした場合)を行った場合の推計は、以下のとおりとなる。

学年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
1	5	5	6	6	6	6	6	6	5	5	6	5	4
2	5	4	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5	4
3	5	5	4	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5
計	15	14	15	16	16	16	16	17	16	15	16	15	13
必要教室数	18	17	18	19	19	19	19	20	19	18	19	18	16

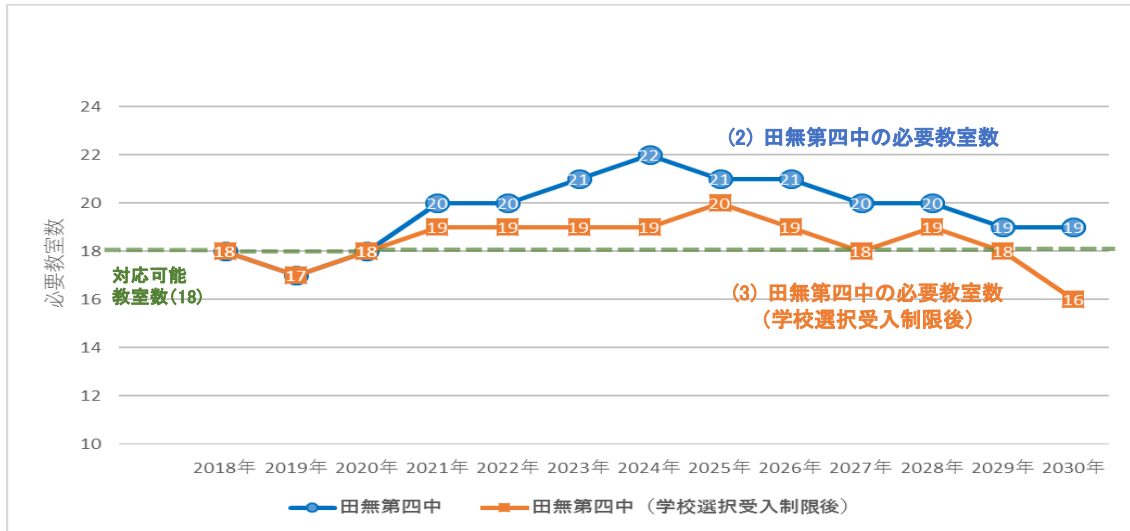
〔不足する教室数についての比較〕

学校選択制度の受入制限により、必要教室数は最大 22 教室 (19 学級 + 3 教室) であったところを、20 教室 (17 学級 + 3 教室) まで抑制することができる。しかし、現状で使用可能な教室は 18 教室であるため、**2 教室が不足**することとなる。

現状、使用可能な学級数は 18 教室 (15 学級 + 3 教室) である。



② 田無第四中学校の必要教室数の推移 ((2)、(3) の比較)



(4) 検討における視点

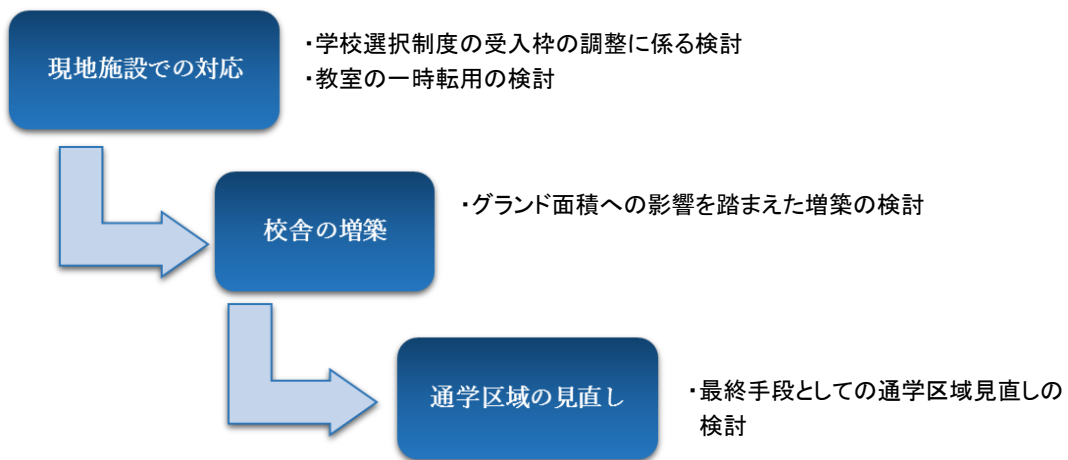
【ハード面】

- ・教育活動に極力影響のない範囲での対応の検討
- ・グランド面積への影響を踏まえた増築の検討
- ・限られた施設における工夫（教室の確保等）

【ソフト面】

- ・学校選択制度の受入枠の調整
- ・現在の指導体制の維持
- ・通学区域見直しによる対応

◇ 検討における優先順位



(5) 検討に向けた関係校の PTA の方々からの事前聞き取りの内容

本協議会での検討に向けて、関係各校の PTA の方々と意見交換を行った。その際に挙げられた主な意見は以下のとおりである。

生徒数と通学区域について

- この先5年から10年にわたって生徒数が増加することは保護者の中で話が出ている。
- 子どもの人間関係を考えると柳沢小の一部の区域を柳沢中にするより、柳沢小全ての児童が柳沢中に進学できる方が良いのではないか。
- 通学区域の見直しは地域が混乱するのではないか。

制度面について

- 通学区域の見直しをするのであれば兄弟姉妹関係や、学校選択制度の受入枠の調整など、可能な範囲での配慮が必要ではないか。
- 生徒数の状況により学校選択制度の受入枠を減らしていくことも必要である。
- 学校選択制度があると通学区域が変わっても進学の流れは変わらない。
- 学校選択制度による東伏見小から保谷中への流出を改善せずに、通学区域の見直しというのは納得がいかない。

施設の改修及び増築について

- 1～2教室の転用であれば良いと思う。
- 一時的なことであれば転用対応とするのが良いと思う。
- 施設を増設する場合に校庭が狭くなり、授業や運動会に影響が出るのが心配である。

学校のイメージ・改善点について

- 柳沢小の地域は田無又は向台、武蔵境方向が生活圈となっており、深大寺通りより東側の柳沢中の区域は未知の方も多いのではないか。
- 柳沢中は部活動の人数が少ないため、部活動の盛んな田無第四中を選ぶ子どもがいる。

その他

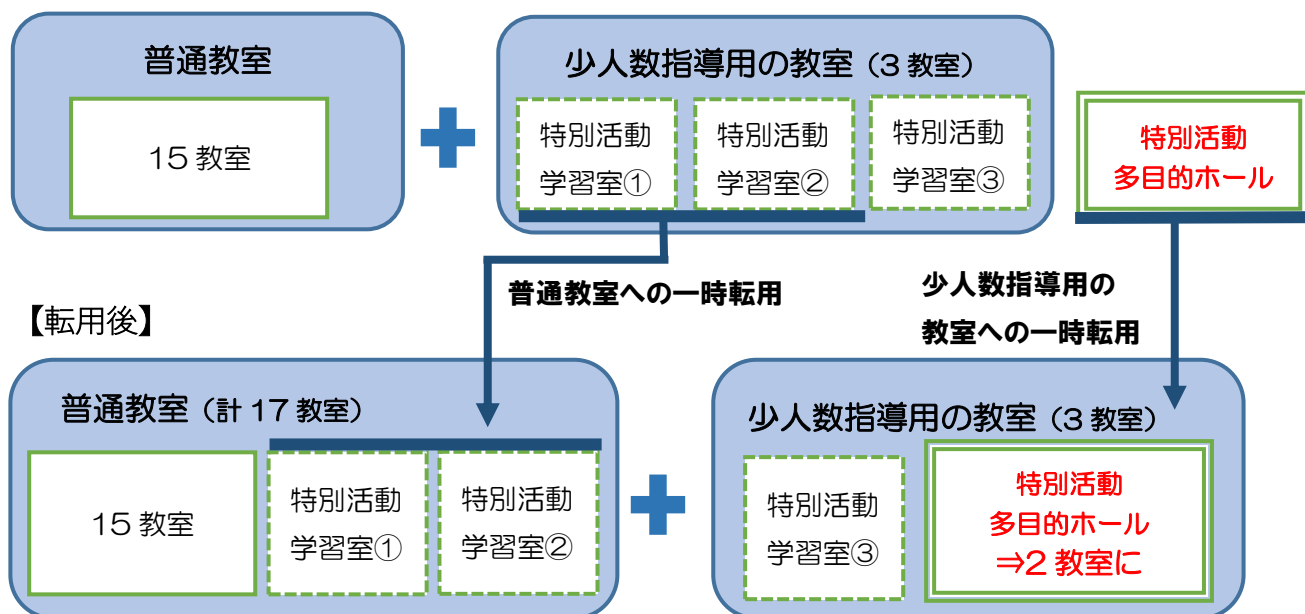
- 在校生に生徒数の増加で施設環境などに影響が出ることを周知する必要がある。
- 生徒数が増えると学校が荒れる可能性があるのではないか。校内における改善策や対応策が必要になるかもしれない。

(6) 具体的な方策の検討

① 特別活動多目的ホールの一時転用

生徒数の増加に対応するための教室数を確保するにあたり、特別教室の一時転用の検討を行った。

【現状】



2階の特別活動多目的ホールを一時転用することで、2教室分を確保することができ、最大必要教室数 20 教室まで対応することが可能となる。

② 増築について

増築は敷地の広さや形状から授業や部活動等の学校生活への影響が大きいことから、スペースの確保が困難な状況であると考えられる。

(7) 本協議会での意見

これまでの方策に対する本協議会での意見は以下のとおりである。

【方策に対する意見】

- ・通学区域は容易に変えるべきではない。
- ・特別活動多目的ホールの転用は、採光面や空調等も含めて整備するのであれば、転用を考えても良いのではないかと。
- ・通学区域の見直しは今まで構築していた地域コミュニティが崩れることも考慮しなければならない。

- ・柳沢小から田無第四中に全員が進学している流れを維持してほしい。
- ・田無四中の学校選択制の受入制限をすれば対応ができるという試算が出ているので、現地施設の対応ができれば、児童の分散も防ぐことができ、また地域のコミュニティの影響が少ないと思うので、そのままにしてほしいと思う。
- ・学校選択制度の受入制限については、自分がやりたい部活動のある中学校に流れるという子ども達の思いにストップをかけてしまうのではないかと危惧する。

(8) 考え方の整理

- ◇ 学校選択制度の受入制限と2階の多目的ホールの転用改修をセットで行うことで、現在試算している最大20教室を確保することができるようになり、現地施設での対応が可能となる。
- ◇ 増築については、十分なスペースの確保が難しい状況であり、また、授業や部活動等、学校生活への影響が大きい。
- ◇ 現地施設での対応を行うことで、学校運営に影響することがないよう、十分な配慮が必要である。

4 本協議会における検討（柳沢中学校）

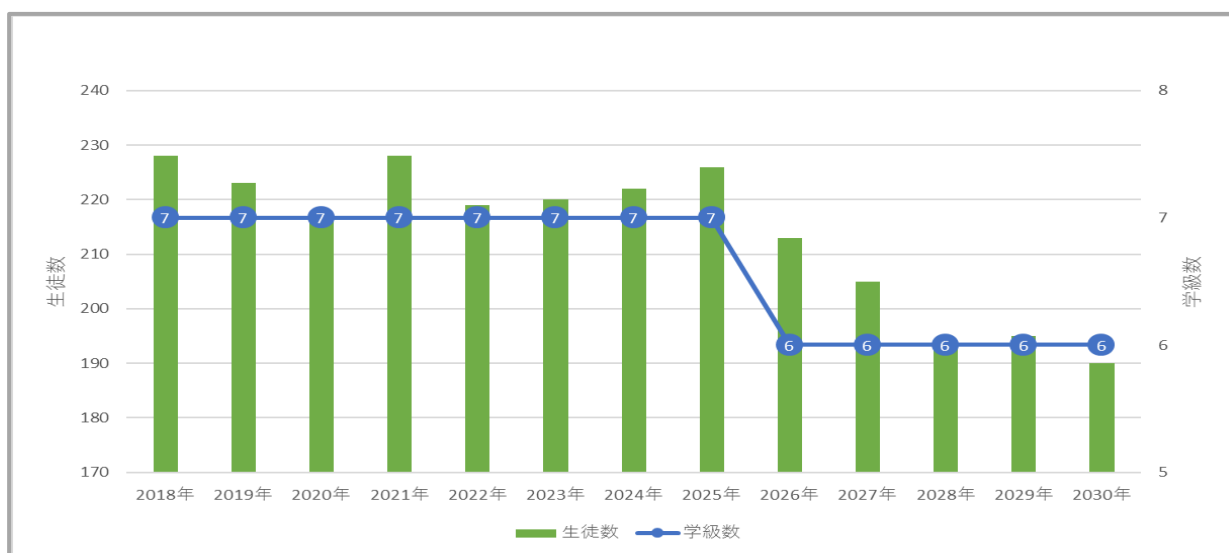
(1) 現状と課題

柳沢中学校は、隣接する田無第四中学校の生徒数が増加する一方で、生徒数が減少傾向にあり、これまで概ね1学年3学級編制で推移していたが、今年度から2学級となる学年が出現し、2026年には全学年2学級編制となる可能性があるとして試算している。

近年は学校選択制度等の利用による他校に進学する生徒数も増加しており、生徒数の減少に対する方策の検討が必要である。

(2) 柳沢中学校の学級数の推移（2030年までの予測）

学年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
1	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
計	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6



(3) 検討における視点

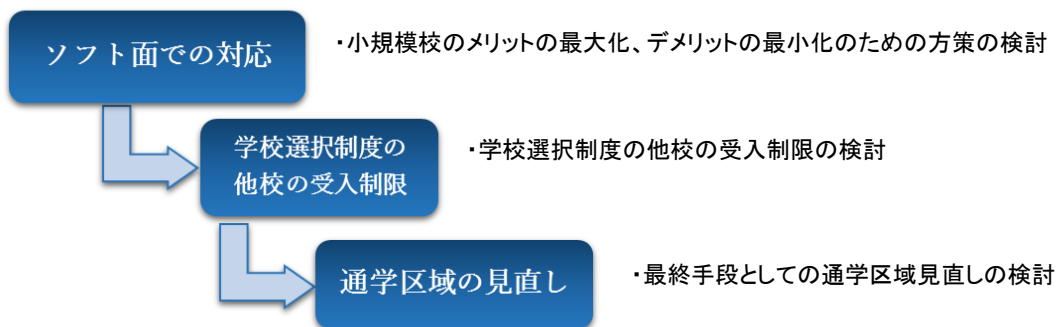
【ハード面】

余裕教室の有効活用

【ソフト面】

- ・より魅力ある学校づくり
- ・より開かれた学校づくり
- ・学校選択制度の他校の受入制限

◇ 検討における優先順位



(4) 検討に向けた関係校の PTA の方々からの事前聞き取りの内容

本検討に関連した主な意見は以下のとおりである。

学校のイメージ・改善点について

- 部活動は中学校を選ぶ基準となるが、柳沢中は人数が少なく種類が選べない。
- 柳沢小は田無側を生活圏としていて、柳沢中を意識していないと聞く。
- 柳沢中は、保谷第二小出身の生徒が多く、他の小学校出身の割合が少ないところに通わせることに不安があるのかもしれない。
- 生徒数が少ないから対応できることなどをアピールできると良い。
- 柳沢中は、放課後カフェも週1回ボランティアでやっていただいております、それも1つのアピールポイントとなる。
- アピールポイントを増やせば良い噂が広がり、柳沢中を選ぶ生徒が増えるのではないかと。
- 柳沢中の高校への進学状況が良い等、指導内容が良いということであれば指標となるのではないかと。卒業後の展望も見据えた学校のイメージアップが必要である。
- 田無第四中は生徒数も多く目が行き届かないという心配があり、柳沢中を選ぶ人もいるようだ。
- 柳沢中に目玉的なものがほしい。文化祭に地域を巻き込み、この学校に行きたいと思わせるような取組が必要であり、そうすることで学校に愛着が生まれる。

(5) 具体的な方策の検討

① より魅力ある学校づくり

柳沢中学校は生徒数が少ないものの、適正規模の範囲内である2学級以上を保っていることから、今後は小規模校のメリットを十分に活かし、魅力ある学校づくりに向けた更なる取組の検討が必要である。

【小規模校のメリット】

- ・生徒一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
- ・学校行事や部活動において、生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。
- ・生徒相互の人間関係が深まりやすい。
- ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。

【小規模校における取組と学校改善の例】

- ・数学・英語の習熟度別少人数授業を基軸とした、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導の推進。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の授業改善による生徒の課題解決能力の育成。
- ・基本的学習スキル・学力向上を図るため、定期考査前の放課後・長期休業中に課題学習授業を実施し一人ひとりの課題に応じた学力補充の実現。
- ・外国語教育活動（英語）を10～20名の少人数で行い、発音・発表スキルを身につける個別指導の徹底。
- ・開設部活動数を減らさず、他校との合同チーム対応等で生徒ニーズに応え、文武両道を実現。
- ・行事や総合的な学習の時間等の諸活動を活用し、生徒全員にリーダー・主役的立場を経験させ、自主性・積極性の伸長を図り「凜とした若者」を育成。
- ・校内の「生活指導部会」「虐待防止委員会」「特別支援教育部会」で全生徒の情報交換を実施するなど、生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応。
- ・生徒と教師の距離感を近くして「心に寄り添う指導」の徹底を図り、穏やかで温かな学校風土の構築。

② より開かれた学校づくり

これまでの意見交換の中では、「柳沢中学校の状況が分からない」など、対外的にあまり知られていない側面があった。今後は、生徒、保護者、地域などが連携した取組を進めることで、地域コミュニティの拠点としての機能を向上させていくことが重要である。

【取組の例】

- ・子ども、保護者、地域と合同イベントの開催
- ・小学校・中学校・高校・大学などと連携した取組

③ 学校選択制度の他校の受入制限

柳沢中学校については、学校選択制度を利用し、地域外の中学校へ進学する者が多くなっていることから、必要に応じて学校選択制度の他校の受入枠の制限を含めた検討が必要と考えられる。

(6) 本協議会での意見

これまでの方策に対する本協議会での意見は、通学区域の見直しは行うべきではなく、他の方策を行った上での検討とすべきであるといった意見が多かった。

また、学校のイメージについては長期的な視点で向上を図るべきであるといった意見も挙げられた。

〔方策に対する意見〕

- ・柳沢中の良いイメージが広がっていくには数年かかる取組になると思うので、市も共に携わってほしい。
- ・柳沢小から田無第四中に全員が進学している流れを維持してほしい。
- ・柳沢中の近隣の中学校の受入制限を検討した方が良いのではないか。

(7) 考え方の整理

- ◇ 小規模校のメリットを十分に活かした指導方針を構築することが必要である。
- ◇ 学校、子ども、保護者、地域などと連携した取組を行い、開かれた学校づくりが必要である。
- ◇ 将来的な生徒数推計を検証しつつ、必要に応じて学校選択制度における他校の受入枠の制限を検討する必要がある。

5 通学区域の見直しについて

(1) 通学区域の見直しに関する考察

生徒数の推計では、今後、数年間は生徒数が増加するものの、その後は緩やかに減少することが見込まれていることから、可能な限り現地施設での対応を行うことが周辺への影響が少ないと考えられる。なお、将来的な通学区域の見直しに係る課題について、次のとおり整理した。

通学区域の見直しに係る検討の課題

- 通学区域の見直しは、子どもや保護者を始め、周辺地域の状況や地域コミュニティへの影響が大きいことから、可能な限り現地施設での対応が望ましいと考えられるが、その対応が難しい場合には通学区域の見直しも含めた検討が必要となる。
- 一定程度のバランスがとれるようにするには、向台小又は柳沢小の一部地域の見直しを行うこととなり、現在の小学校から中学校への進学が1校であったところが、2校に分割されることで複雑化する。
- 小学校から中学校への進学の複雑化を避けるため、柳沢小全域を柳沢中への進学に変更した場合、田無第四中の規模が縮小し、柳沢中の規模が拡大することとなり、柳沢中の少人数指導の対応等が難しい状況が懸念される。

(2) 本協議会での意見

これまでの方策に対する本協議会での意見は以下のとおりである。

〔方策に対する意見〕

- ・通学区域は容易に変えるべきではない。
- ・通学区域の見直しは今まで構築していた地域コミュニティが崩れることも考慮しなければならない。
- ・生徒数のアンバランスの解消のためには、通学区域の見直しも必要ではないか。

(3) 考え方の整理

- ◇ 通学区域の見直しをするためには、田無第四中及び柳沢中区域だけではなく、周辺地域も含め、更に広い視点での検討が必要である。
- ◇ ご家庭、児童・生徒、周辺地域、地域コミュニティへの影響が大きいことから、通学区域の見直しは、他の方策を実施した上での最終的な手段として考える必要がある。
- ◇ 東京都において東伏見公園の整備方針（西東京都市計画公園第5・5・1東伏見公園）が示されたことから、通学区域のバランスを保つためにも、今後は将来的な児童生徒推計の再検証が必要と考える。

6 検討結果（まとめ）

当面の課題である田無第四中学校及び柳沢中学校の生徒数の変動への対応の検討については、地域コミュニティへの影響や長期的な生徒数の動きなどを見据えた慎重な対応が必要であるとの見解に至り、通学区域の見直し以外の方策で進めていくことが望ましいと考えられる。

以下のとおり本協議会での最終的な方策の結論を示すが、今後も引き続き児童生徒数の変動を注視しながら適正規模の検討を進めていく必要があることから、今後の課題についても整理した。

最後に、本協議会での検討結果に基づく取組を実施することで、西東京市の子ども達にとってより良い学校生活となることを望むものである。

田無第四中学校に係る取組

【学校選択制度による受入の制限】

他の通学区域からの生徒の受入を制限する。

【2階の特別活動多目的ホールの一時転用】

少人数指導用の教室として一時転用することで、教室数を確保し教育環境を維持する。

柳沢中学校に係る取組

【より魅力ある学校づくり】

小規模のメリットを活かした、より魅力ある学校づくりを行う。

【より開かれた学校づくり】

地域コミュニティの拠点としてのイメージを向上させるとともに、より開かれた学校づくりに向けた取組を行う。

【学校選択制度の他校の受入制限に係る対応の検討】

学校選択制度については、将来的な学校規模や施設の状況などを踏まえ、今後の取扱いについて検討する必要がある。

今後の課題の整理

■全市的な適正規模適正配置の検討

本協議会における検討では、田無第四中の生徒数の増加に伴う緊急的対応の側面があったことから、可能な限り現地施設での対応を優先して検討を行った。しかしながら、本市は合併市といった経緯もあり、現在の小・中学校の通学区域は、適正なバランスとは言い難い。今後は、児童生徒数の将来推計や通学距離等を再検証の上、小学校から中学校への進学先も含めた全市的な通学区域の検討が必要と考える。

■学校選択制度のあり方の検討

本市では平成14年度より学校選択制度を導入しているが、地域毎に指定校以外への進学を希望する人数に隔たりが出ており、就学人口から推計する学校規模の見通しが立て辛い状況となっている。今後も適切な学校運営を維持していくためにも、学校選択制度の存廃を含めた今後のあり方についての検討が必要と考える。

資 料

西東京市立小・中学校の児童・生徒数の変動への対応に関する地域協議 会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、西東京市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）、学校の児童又は生徒の保護者及び学校周辺の地域住民により、通学区域（西東京市立学校の通学区域に関する規則（平成13年西東京市教育委員会規則第21号）別表第1及び別表第2に規定する通学区域をいう。以下同じ。）における児童・生徒数の変動に対応するための方向性を協議するために設置する西東京市立小・中学校の児童・生徒数の変動への対応に関する地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項について協議し、西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 田無第四中学校及び柳沢中学校の通学区域における児童・生徒数の変動に伴う対応の方向性に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

第3 構成

協議会は、別表に掲げる学校の関係者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、平成31年3月31日までとする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4 会長及び副会長

協議会に会長を置き、各学校の学校長のうちから教育長が指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、協議会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6 会議の傍聴

協議会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 協議会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、会長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手続等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7 部会

会長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

2 部会の部会長は、各部会員の互選により定めるものとする。

3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

第8 報償

第3第2項に規定する委員（学校長を除く。）が会議に出席したときは、日額2,000円の謝金を支払う。

第9 庶務

協議会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第3 関係）

学校名	構成委員
田無小学校、向台小学校、柳沢小学校、保谷第二小学校及び東伏見小学校	(1) 児童の保護者及び学校運営連絡協議会委員等地域関係者 各小学校につき2人以内 (2) 各学校の学校長
田無第四中学校及び柳沢中学校	(1) 生徒の保護者及び学校運営連絡協議会委員等地域関係者 各中学校につき3人以内 (2) 各学校の学校長

西東京市立田無第四中学校及び西東京市立柳沢中学校の
生徒数の変動への対応に関する地域協議会 委員名簿

順不同（敬称略）

学校名	選出区分	氏名
西東京市立田無小学校	地域関係者	瀬沼 洋子
	児童の保護者	野口 由佳
	学校長	本名 修也
西東京市立保谷第二小学校	地域関係者	島崎 里子
	児童の保護者	辻 未来子
	学校長	神山 繁樹
西東京市立東伏見小学校	地域関係者	篠宮 武男
	児童の保護者	竹平 真由美
	学校長	清水 宣宏
西東京市立向台小学校	地域関係者	荘 葉子
	児童の保護者	篠 徳子
	学校長	山縣 弘典
西東京市立柳沢小学校	地域関係者	村山 八枝子
	児童の保護者	今井 ゆみ
	学校長	横山 常雄
西東京市立柳沢中学校	地域関係者	小松 豊明
	生徒の保護者	幸 由希
	生徒の保護者	高野 公子
	学校長	勝見 俊也 ○
西東京市立田無第四中学校	地域関係者	紺野 和子
	生徒の保護者	仙田 初枝
	生徒の保護者	河合 奈美子
	学校長	東山 信彦 ◎

◎ 会長、○ 副会長

検討経過

会議	年月日	検討内容
第1回	平成30年7月23日	委員依頼 会議運営について 通学区域の現状等について
第2回	平成30年10月1日	現状を踏まえた具体的な対応案の検討
第3回	平成30年11月26日	地域協議会検討結果報告書（案）について
第4回	平成31年1月15日	地域協議会検討結果報告書（案）について

報告	平成31年1月24日	地域協議会検討結果報告書を教育長に提出
----	------------	---------------------

西東京市立田無第四中学校及び西東京市立柳沢中学校の
生徒数の変動への対応に関する地域協議会
検 討 結 果 報 告 書

平成 31 年 1 月

西東京市教育委員会教育部教育企画課
〒202-8555
東京都西東京市中町一丁目 5 番 1 号
Tel : 042-438-4071 Fax : 042-423-2872